

熊本県公報

第 1 0 9 0 4 号
平成 14 年 10 月 30 日(水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧……………	(漁政課) 1
○"……………	(") 1
○救急医療機関に関する申出の撤回……………	(医務福祉課) 2
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧……………	(漁政課) 2
○道路の区域変更……………	(道路維持課) 2
○道路の供用開始……………	(") 3
○指定居宅介護支援事業所の指定……………	(高齢保健福祉課) 3
○生活保護法による医療機関の指定……………	(医務福祉課) 3
○生活保護法による指定医療機関の変更……………	(") 4
○生活保護法による指定医療機関の廃止……………	(") 4
○熊本県軽油引取税特別徴収事務取扱交付金交付要項の一部を改正する要項……………	(税務課) 5
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく届出……………	(商工政策課) 5
○開発行為に関する工事の完了……………	(建築課) 6
○大規模小売店舗立地法に基づく届出……………	(商工政策課) 6
登 載 依 頼	
○熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………	(人事委員会) 7
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………	(") 7
○教育委員会の会議の開催……………	(教育委員会) 7
○熊本県身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催……………	(熊本県身体拘束ゼロ作戦推進会議) 8

告 示

熊本県告示第 842 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条第 1 項に規定する同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による事前届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 14 年 10 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区の名 称
 畠口加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
 熊本市畠口町 1993 番地 高濱 文四郎
 熊本市畠口町 12 番地 西村 佳純
- 3 法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
 畠口漁業協同組合
- 4 縦覧期間
 平成 14 年 10 月 30 日から平成 14 年 11 月 13 日まで
- 5 縦覧場所
 畠口漁業協同組合

熊本県告示第 843 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条第 1 項に規定する同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による事前届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 14 年 10 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区の名 称
 五和町加入区